

防災協定の締結について

平成 21 年(2009 年)5 月 28 日

大量の廃棄物が発生する地震災害時や汚泥等により下水道施設の清掃が必要となる風水害時には、衛生環境が著しく悪化することが懸念されます。

箕面市は、災害時における廃棄物の処理体制の確保を目的として、箕面市清掃協議会及び箕面市環境整備協力会とそれぞれ「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。

また、同日、下水道施設の機能確保を目的として、箕面市環境事業協議会と「災害時における下水道施設の清掃等に関する協定」を締結しました。

【災害時における廃棄物の処理等に関する協定】

締結先：箕面市清掃協議会

締結先：箕面市環境整備協力会

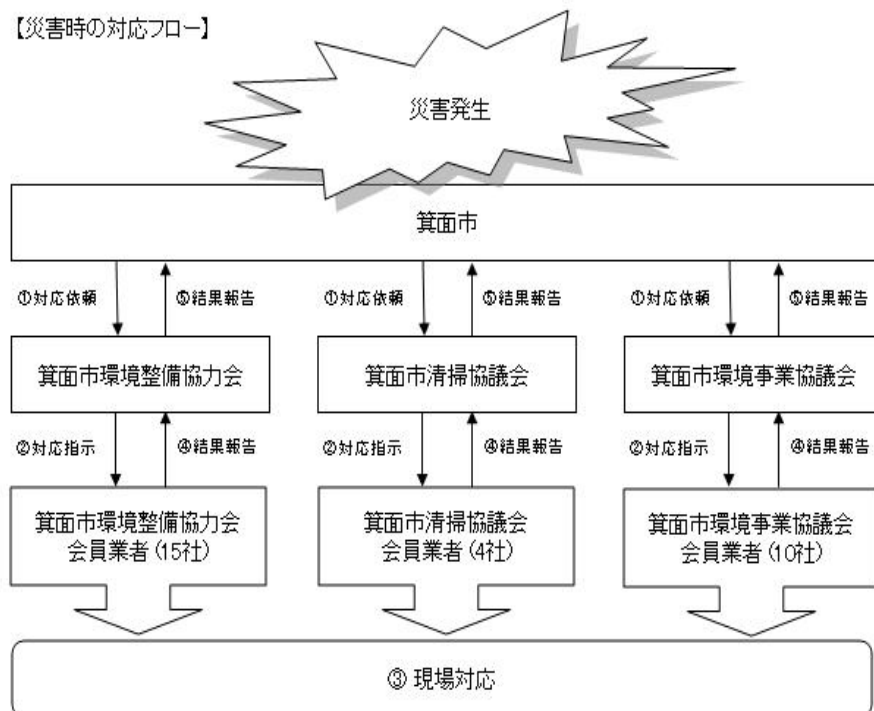
主な内容：災害発生時において市の廃棄物処理等に著しく支障が生じた場合に上記締結先に廃棄物の収集・運搬の要請ができる。

【災害時における下水道施設の清掃等に関する協定】

締結先：箕面市環境事業協議会

主な内容：災害時における一般家庭や事業所等からの汚水や雨水により下水道施設の機能低下が生じた場合に上記締結先に下水道施設の清掃や汚泥等の除去の要請ができる。

【災害時の対応フロー】



※処理に要した費用は、箕面市が支払う。

問い合わせ先
総務部市民安全政策課
電話 072-724-6750 (直通)